

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R6～R10）の考え方～

（礼 文 町）

礼文町は、わが国最北の島で、稚内市ノシャップ岬より西方 57 kmの日本海上に存在する島です。本町の森林面積は 6,507ha で、島の総面積の 80%を占めており、そのうち民有林に関しては 61ha あります。そのうちトドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹が主体となっている人工林面積は 27ha あり、人工林率は全体の 42%となっています。本町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道と連携を図りながら森林の整備を進めてきましたが、森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。このため、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の民有林では、森林経営計画を作成し、所有者自らが計画的に森林整備を進められていないのが現状である。このため、町などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業者登録制度に登録している事業者は 2 社ありますが、就業者の高齢者が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、住民の理解の促進を図るため、植樹活動などを通じて、住民の交流の場を設け普及啓発を推進します。